

平谷村社会福祉協議会

理事・監事・評議員選任規程

平成 6年 4月 1日  
規程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の定款に定めるものの他、理事・評議員の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事・評議員の選任)

第2条 定款第15条に定める理事・評議員の選任は、次に掲げるものの中から選出する。

- ① 村の特別職から
- ② 村の議会議員の中から
- ③ 村の民生委員協議会の中から
- ④ 村の教育委員会の中から
- ⑤ 村の福祉団体の中から
- ⑥ 村の各地区及び団体の中から
- ⑦ 諸賢を有する者

(役員報酬等)

第3条 監事に対して、報酬として会計監査時に3,500円を支給する。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から一部を改正し施工する。